



2024年10月21日

各 位

東京都港区六本木六丁目8番10号
会社名 株式会社モブキャストホールディングス
代表者名 代表取締役 CEO 藪 考 樹
(コード番号：3664 東証グロース)
問合せ先 取締役グループ管理本部長 眞 田 和 昭
(Tel. 03-5414-6830)

第三者割当による第35回新株予約権（行使価額修正条項付）の
発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年10月4日付の当社取締役会において決議しました、EVO FUND（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による第35回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関する発行価額の総額の払込みが完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2024年10月4日公表の「第三者割当による第35回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第1回無担保社債（私募債）の発行並びに新株予約権の買取契約（コミット・イシュー）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2024年10月21日
(2) 発行新株予約権数	150,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3) 発 行 価 額	総額496,500円（新株予約権1個当たり3.31円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	普通株式15,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は24.5円ですが、下限行使価額においても、 潜在株式数は15,000,000株であります。
(5) 調 達 資 金 の 額	689,996,500円（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額は、46.5円とします。 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の割当日の翌取引 日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）

	<p>において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。)に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含みます。)から起算して3取引日目(日の翌取引日(以下「修正日」といいます。))に、修正日に先立つ3連続取引日(以下「価格算定期間」といいます。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除きます。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の95%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。)に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、いずれかの価格算定期間内の取引日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。</p>
(7) 募集又は割当て方法 (割 当 先)	<p>第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。</p>
(8) 権 利 行 使 期 間	<p>2024年10月22日(当日を含みます。)から2026年10月21日(当日を含みます。)までです。</p>
(9) そ の 他	<p>当社は、割当先との間で、下記「【ご参考】」に記載する行使コミット条項、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、ロックアップ及び先買権等を規定する本新株予約権の買取契約を締結しております。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

【ご参考】

※本新株予約権(コミット・イシュー)の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(15,000,000株)をあらかじめ定め、本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として2025年10月21日までに、割当先が本新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。

発行数	150,000個
発行価額の総額	496,500円
行使価額の総額	697,500,000円(注)
コミット期間	原則12か月間 (コミット期間延長事由発生時を除く)
修正回数(原則)	通算で82回(予定)(3取引日毎に修正、計82回)
行使価額	修正日に先立つ3連続取引日における終値平均値の95%に相当する金額
全部コミット	2025年10月21日までに本新株予約権の発行数全てを行使することを原則コミット
下限行使価額	24.5円

(注) 上記行使価額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。

以上